

**「マネジメントシステム認証機関に対する
認定の基準」についての指針**

- QMS 及び EMS 審査の工数 -

JAB MS305-2009

制定日：2009年4月10日

財団法人日本適合性認定協会

International Accreditation Forum, Inc.
国際認定機関フォーラム (IAF)



IAF Mandatory Document

**QMS 及び EMS 審査の工数のための
IAF 基準文書**

Issue 1

(IAF MD 5:2009)

注：この文書は、IAF Mandatory Document for Duration of QMS and EMS Audits - Issue 1 の内容を変更することなく本協会が翻訳したものであるが、原文だけが正式な IAF 文書としての位置付けをもつ。原文は、IAF ウェブサイト (P.23 参照) から入手できる。

2009 年 4 月 10 日

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1

五反田 AN ビル 3F

Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

国際認定機関フォーラム(IAF)は、適合性評価サービスを提供する機関の認定のためのプログラムを運営している。この認定は、貿易を促進し、認証が複数必要であるという要求を減少させる。

認定は、認定された適合性評価機関(CAB)が認定の範囲内において業務を行う能力をもつことを保証することによって、事業及びその顧客にとってのリスクを軽減する。IAFのメンバーである認定機関(AB)及びそれらに認定された CAB は、適切な国際規格の一貫した適用のためにそれらの規格及び IAF 基準文書に従うことが要求される。

IAF 国際相互承認協定(MLA)の認定機関メンバーは、認定プログラムの同等性を保証するために定期的な相互評価を実施する。IAF MLA は二つのレベルで運用される:

- 検査機関に対する JIS Q 17020、マネジメントシステム CAB に対する JIS Q 17021、要員 CAB に対する JIS Q 17024 及び製品 CAB に対する JIS Q 0065 などの規格に対する適合性評価機関の認定の MLA は、フレームワーク MLA とみなされる。フレームワーク MLA は、認定された適合性評価機関が適合性評価活動の実施において同等に信頼できることの信頼性を提供する。
- 特定の適合性評価規格又はスキームをも認定範囲として含む適合性評価機関の認定に対する MLA は、認証の同等性に対する信頼性を提供する。

IAF MLA は、市場による認証の受入れに必要な信頼性を供給する。IAF MLA 加盟認定機関に認定された特定の規格又はスキームに対する認証をもつ組織又は個人は、それによって、国際貿易を促進していると世界的に認知され得る。

第1版

作業: IAF 技術委員会

承認: IAF メンバー

承認日: 2008年12月19日

発行日: 2009年2月1日

適用日: 2009年5月1日

問い合わせ先: John Owen, IAF Corporate Secretary

電話番号: +612 9481 7343;

Email: secretary1@iaf.nu

IAF 基準文書への序文

この文書の中では、“ should ”（.望ましい）という用語は、規格の要求事項を満たすために認知された手段であることを示すために使用されている。適合性評価機関(CAB)は、規格の要求事項を同等の方法で満たすことも、それを認定機関(AB)に対して実証できれば可能である。この文書では、“ shall ”（.なければならない）という用語は、関連する規格の要求事項を反映したそれらの規定は強制であることを示すために使用されている。

目次

項	表題	ページ
0	序文.....	6
1	定義.....	7
2	適用.....	7
3	審査工数を決定するための方法論.....	9
4	初回審査工数（第一段階 + 第二段階）.....	10
5	サーベイランス.....	11
6	再認証.....	12
7	個々の第二回目及びそれに続く認証周期.....	12
8	審査工数の調整に関する要因（QMS 及び EMS）.....	12
9	一時的サイト.....	14
10	多数サイトの審査工数.....	15
附属書 A	- 品質マネジメントシステム.....	16
附属書 B	- 環境マネジメントシステム.....	18

QMS 及び EMS 審査の工数のための IAF 基準文書

この文書は、品質及び環境マネジメントシステムの審査のための JIS Q 17021:2007 9.1.4 項の一貫した適用のために義務づけられ、以前に IAF GD2: 2005 Annex 2 及び IAF GD6:2006 Annex 1 に規定されていた指針に基づいている。JIS Q 17021:2007 のすべての条項の適用は継続され、この文書はその要求事項に優先するものではない。審査工数を検討するときに、依頼者の要員数（常備、臨時及び非常勤）が出発点として使用されるが、これが唯一の検討項目ではなく、審査工数に影響を与えるその他の要因も考慮しなければならない。

0 序文

- 0.1 この文書は、幅広い活動範囲にわたって規模及び複雑さが異なる依頼者の審査に必要な工数を決定するために、CAB が自らの文書化された手順を開発するための基準及び指針を提供する。これが、CAB 間及び同一 CAB の類似依頼者間における審査工数の一貫性確保に繋がることを意図している。
- 0.2 CAB は、各申請者及び認証を受けた依頼者に関する初回審査の第一段階及び第二段階、サーベイランス審査並びに再認証審査のための審査工数を明確にしなければならない。
- 0.3 この基準文書は、最小/最大工数を規定するものではなく、審査対象の依頼者の特有の事情を考慮に入れた上で適切な審査工数を決定するために、CAB の文書化された手順中で使用されなければならない枠組みを提供するものである。
- 0.4 認定の目的のために、個々の事例にこの文書（及び/又は含まれる表）への不適合があっても、それが自動的に JIS Q 17021 に対する不適合に繋がるわけではないことに留意されたい。しかし、この状況は、審査の完全性についてのさらなる調査を行う理由となり得る。この基準文書からの逸脱の理由を調査する場合には、特別な配慮をすることが望ましい。
- 0.5 この基準文書との不一致がより常態的に見つかる場合は、CAB が、認証プロセスの一環として十分に完全な審査を実施する工数をその審査チームに与えていることの合理的な保証ができないという理由から、JIS Q 17021 に対する不適合であるとする根拠となり得る。

1 定義

1.1 審査工数

すべての種類の審査において、審査工数は、審査活動実行に求められる、審査人・日数を単位として測定した有効な時間である。

1.2 審査人・日

審査人・日の長さは、通常 8 時間であり、移動時間又は昼食を含むか否かは、現地の法律による。

1.3 有効要員数

有効要員数は、各交替勤務の要員を含む、認証範囲内に関係するすべての常勤要員からなる。審査時に出勤しているであろう非常勤の者（季節、臨時及び契約要員）及び非常勤要員も、この数に含まれなければならない。

1.4 一時的サイト

一時的サイトは、特定の作業又はサービスを実施するために組織によって設置され、常設サイトにならないものである（例えば、建設サイト）。

1.5 複雑さのカテゴリー（EMSのみ）

環境マネジメントシステムについては、この文書に定められている規定は、審査工数に基本的に影響を及ぼす組織の環境側面の性質、数、及び重要性による 5 つの主たる複雑さのカテゴリーに基づいている。

2 適用

2.1 審査工数

すべての種類の審査において、審査工数には、依頼者の所在地における現地工数、及びサイト外で行う計画作成、文書レビュー、依頼者への対応及び報告書作成を実施する工数が含まれる。

通常、このような計画作成及び報告書作成に係る審査工数によって、合計現地審査工数が、表 QMS 1 及び表 EMS 1 に示す工数の 80% 未満とならないことが望ましい。これは、初回、サーベイランス、及び再認証審査に適用される。計画作成及び/又は報告書作成に対して追加の工数が必要な場合、いかなる審査であれ、このことは現地審査工数を削減する正当な理由とはならない。

2.2 審査人・日

表 QMS 1 及び表 EMS 1 は、1 日当たり 8 時間を基礎にした審査人・日で計算された審査工数を示している。表 QMS 1 及び表 EMS 1 と同じ合計の審査時間数を達成するためには、移動、昼食休憩、及び就業時間に関する現地の法律を順守するよう、その国向けの日数調整が必要になるかもしれない。

最初の計画作成段階においては、労働日当たりの時間を長く計画することによって、割り当てる審査人・日数を削減してはならない。

2.3 有効要員数

有効要員数は、審査工数計算の基礎として使用される。就業時間数によっては、非常勤の要員数を減じて、それに相当する数の常勤要員数に変換してもよい。国によっては、技術及び自動化の水準が低いことから、大人数の臨時未熟練要員が雇用されている場合、その人数については、適切に減じることが望ましい。かなりの比率の職員が類似の単純機能、例えば、輸送、ライン業務、組立ライン等を行っている場合も、要員数を適切に減じることが望ましい。

CAB は、依頼者のすべての活動範囲が最も良く実証される審査のタイミングについて、審査対象の組織と合意しなければならない。

3 審査工数を決定するための方法論

- 3.1 初回審査（第一段階 + 第二段階）の審査工数を計算するときの基礎として使われる方法論には、QMS 及び EMS 審査それぞれについて附属書 A 及び附属書 B の表及び図の解釈が関連する。附属書 A（QMS）は有効要員数のみに基づいており（有効要員数の計算についての指針は 2.3 項参照）、最小工数も最大工数も提供していない。附属書 B（EMS）は、有効要員数に加えて、組織の環境複雑さにも基づいているが、最小工数も最大工数も提供していない。
- 3.2 適切な乗数を使用し、同じ表及び図をサーベイランス審査（5 項）及び再認証審査（6 項）の審査工数計算の基礎として使用することができる。
- 3.3 CAB は、依頼者の該当プロセスの審査に対し適切な工数を割り当てるための手順をもっていなければならない。これまでの経験から、有効な審査を実施するために必要な工数は、QMS 及び EMS 両方について、要員数だけではなく、その他の要因にも左右されることが分かっている。その他の要因については、8 項で更に深く検討している。
- 3.4 この基準文書では、審査実施に要する工数を設定するときに考慮されるべき項目を列記している。これら及びその他の要因は、審査の種類を問わず、審査工数への潜在的影響について CAB の契約内容の確認の過程で検討する必要がある。したがって、QMS 及び EMS の両方について、有効要員数と複雑さとの間の関係を示している表及び図を単独で使用することはできない。これらの表及び図は、すべての種類の審査について、さらなる審査計画作成及び審査工数調整をするための枠組みを提供する。
- 3.5 QMS 審査については、図 QMS 1 が、基礎となる審査工数からの調整を行うためのビジュアルガイドとなり、すべての交替勤務に対する合計有効要員数に基づく出発点を特定することによって、審査計画作成のために使用されるプロセスに枠組みを与えている。製品又はサービス実現プロセスが交替勤務で行われる場合は、CAB による各交替勤務審査の程度は、各交替勤務で行われているプロセス及び依頼者によって実証される各交替勤務の管理水準によって決まる。各交替勤務を審査しない場合は、それを正当化する理由を文書化しなければならない。

-
- 3.6 EMS 審査については、組織の有効要員数及びその産業分野における代表的組織の環境側面の性質、数及び重要性に基づいて審査工数を定めることが適切である。次に審査工数は、審査対象組織にのみ適用される何らかの重要な要因があれば、それに基づいて調整されることが望ましい。CAB は、審査工数のばらつきが、審査の有効性を損ねることに繋がらないことを確実にするよう慎重であることが望ましい。
- 3.7 審査工数決定の出発点は、有効要員数に基づいて特定され、次に、審査対象の依頼者に適用される重要な要因による調整、更に、各要因に加算又は減算して重み付けをして調整し、もとの数字を修正しなければならない。すべての場合について、行った調整を含め、審査工数設定の根拠は、記録しておかなければならない。
- 3.8 附属書 A 及び B の表又は図を使用して決める審査工数には、「訓練中の審査員」又は技術専門家の工数を含めてはならない。
- 3.9 審査工数の削減が、QMS 1 又は EMS 1 の表に基づいて設定された工数の 30% を超えることは、通常ない。
- 4 初回審査工数（第一段階 + 第二段階）**
- 4.1 計画作成、準備及び報告書作成に係る審査工数によって、合計現地審査工数が、表 QMS 1 及び表 EMS 1 に示す工数の 80%未滿とならないことが望ましい。計画作成及び / 又は報告書作成に対して追加の工数が必要な場合、このことは現地審査工数を削減する正当な理由とはならない。
- 4.2 表 QMS 1 及び図 QMS 1、並びに表 EMS 1 及び表 EMS 2 は、QMS 及び EMS 審査それぞれの初回審査（第一段階 + 第二段階）の工数を見積もるための出発点を提供している。
- 4.3 CAB が、表 QMS 1 又は EMS 1 で得た工数を削減する場合は、CAB は正当化する理由を認定機関が利用できるようにし、認定審査の間、及び認定機関からの依頼に応じて、認定機関がレビューできるようにしなければならない。
-

-
- 4.4 認証審査工数には、双方向インターネットによる共同作業、インターネット会議、テレビ会議・電話会議、及び/又は依頼者のプロセスの電子的検証（IAF MD 4 参照）などの遠隔審査技法を含むことができる。これらの活動は、審査計画に明示しなければならない。また、これらの活動に費やした工数は、「現地審査工数」の合計に寄与していると思ってもよい。遠隔審査活動の部分が、計画した現地審査工数の 30%を超える審査を CAB が計画する場合は、当該 CAB は、その審査計画の正当性を説明し、それを記録し、認定機関によるレビューのため、認定機関が利用できるようにしなければならない。合計現地審査工数の 50%を超える工数が遠隔審査作業にあてられることは、通常ない。

- 注記：
1. 現地審査工数とは、個別サイトに割り当てられた現地審査工数をいう。離れているサイトの電子審査は、その電子審査を物理的に組織の所在地で実施した場合であっても、遠隔審査と見なされる。
 2. 使用した遠隔審査の技法にかかわらず、少なくとも年に 1 回、物理的に依頼者を訪問しなければならない。
 3. 第二段階審査の工数が 1 審査人・日より少ないことは、通常ない。

5 サーベイランス

- 5.1 初回の 3 年認証周期の間における、所定の組織のサーベイランス審査工数は、初回認証審査（第一段階 + 第二段階）に要した工数に比例し、サーベイランスに費やした年間の合計時間が、初回認証審査に要した時間の約 1/3 であることが望ましい。認証に関する依頼者の最新情報が、各サーベイランス審査の計画作成のため利用できなければならない。計画したサーベイランス審査工数は、適宜レビューされなければならない。少なくとも、各サーベイランス審査時、及び再認証時は常にレビューし、当該組織の変更事項、システムの成熟度などを考慮しなければならない。レビューの証拠は、審査工数の調整があった場合はそれを含め、記録しておかなければならない。

6 再認証

- 6.1 再認証審査の工数は、依頼者の最新情報に基づいて計算されることが望ましい。また、それは、もしその依頼者に対する初回審査が再認証時点で実施されたと仮定した場合、通常、初回認証審査（第一段階 + 第二段階）に要したであろう時間の約 2/3 となる（即ち、元の初回認証審査工数の 2/3 ではない）。審査工数は、システムパフォーマンスのレビュー結果を考慮しなければならない（JIS Q 17021 9.4.1.2 項）。

7 個々の第二回目及びそれに続く認証周期

- 7.1 二回目及びそれ以降の認証周期については、CAB は、個々のサーベイランス及び再認証プログラムを設計することを選択できる（先進的サーベイランス及び再認証手順（ASRP）に関する JAB MS303 参照）。ASRP の手法が選択されない場合は、審査工数は、5 項及び 6 項に記述されているように計算されることが望ましい。

8 審査工数の調整に関する要因（QMS 及び EMS）

- 8.1 検討する必要がある追加の要因を次に示す。ただし、これらに限定されるものではない。

審査工数を増やす：

- 複数の建物又は所在地で業務が実施される複雑な業態。例えば、離れたところにあるデザインセンターを審査しなければならない；
- 要員が複数の言語で会話をする（通訳を必要とする又は審査員各人が分かれて仕事をするができない）組織；
- 従業員数に対して、非常に広いサイト（例えば、森林）；
- 高度の規制（食品、医薬品、航空宇宙、原子力など）；
- 高度に複雑なプロセス又は比較的多くの独特な活動をカバーしているシステム；
- そのマネジメントシステムが認証の対象となっている常設サイトの活動を確認するために一時的サイトを訪問することが要求される活動。

- **EMS のみに関連**

- 通常の産業分野と比べて受け止める環境の感度がより高い；
- 利害関係者の見解；
- 審査工数の増加を必要とする間接的側面；
- 追加の、又は通常ではない環境側面又は当該産業分野にある規制条件。

審査工数を減らす：

- 設計に対する責任をもたない組織及び / 又は規格の他の要素が範囲に含まれていない組織（QMS のみ）；
 - リスクの低い製品又はプロセス（EMS の場合、表 EMS 1 でカバー）；
 - 要員数に対して、非常に小さいサイト（例えば、事務所棟のみ）；
 - 成熟したマネジメントシステム；
 - 二つ又はそれ以上の両立するマネジメントシステムの統合システムの複合審査；
 - 依頼者のシステムについての事前の知識がある状況（例えば、同じ CAB によって、他の規格で既に認証されている）；
 - 認証に対する依頼者の備えができていない状況（例えば、別の第三者機関制度で既に認証又は承認されている）；
 - 複雑さが低い活動、例えば、
 - 単一の一般的な活動だけ関与しているプロセス（例えば、サービスのみ）；
 - すべての交替勤務で同一の活動が行われていて同等の実施状況であることについて、以前の監査（内部監査及び CAB による審査）に基づく適切な証拠がある；
 - かなりの比率の職員が、類似の単一機能を実施している場合。
-

- 「所在地の外」で作業する要員が多数いる場合。例、営業要員、運転手、サービス要員など。そのため、彼らの活動がシステムを順守していることを記録のレビューによって実質的に審査することが可能。

依頼者のシステム、プロセス及び製品 / サービスのすべての属性を検討し、有効な審査のための審査工数の追加又は削減を正当化し得る要因について、適切な調整を行うことが望ましい。追加要因は、削減要因によって相殺されることがある。

9 一時的サイト

- 9.1 認証の申請者又は認証を受けた依頼者が、その製品又はサービスを一時的サイトにおいて提供している状況では、そのようなサイトの評価が、審査プログラムに織り込まれていることが重要である。
- 9.2 一時的サイトは、大規模なプロジェクトマネジメントサイトから小規模なサービス / 据付サイトまであり得る。このようなサイトを訪問する必要性及びサンプリングの程度は、QMS が製品又はサービスアウトプットの管理に失敗するリスクの評価又は依頼者の運営管理に伴い EMS が環境側面及び影響管理に失敗するリスクの評価に基づいていることが望ましい。選定されたサイトのサンプルは、活動の規模及び種類、並びに、進行中のプロジェクトの各種段階及びそれに伴う環境側面及び影響を考慮した上で、依頼者の力量の必要性及びサービスの多様性の範囲を代表していることが望ましい。
- 9.3 通常、一時的サイトの現地審査を実施する。しかしながら、次のような方法は、現地訪問のいくつかを代替する手段とみなすことができる。
- 依頼者組織及び / 又はその組織の依頼者との対面又は電話会議による面談又は進捗会議；
 - 一時的サイトの活動の書類審査；
 - マネジメントシステム及び一時的サイトの審査に関係する記録又はその他情報が入っている電子的なサイトへの遠隔アクセス；
 - 有効な審査を遠隔的に行うことを可能にするテレビ及び電話会議、並びにその他の技術の利用。

9.4 それぞれの場合について、評価の方法は、完全に文書化され、その有効性の観点から正当化されることが望ましい。

10 多数サイトの審査工数

10.1 多数サイト審査の場合、各サイトに関する審査工数の計算をするための出発点は、品質マネジメントシステムについては、表 QMS 1 及び図 QMS 1、また、環境マネジメントシステムについては、表 EMS 1 と整合しなければならない。しかしながら、特定のマネジメントシステムプロセスがそのサイトに関係がなく、そのプロセスを管理している他のサイトに主たる責任がある状況の場合は、それを考慮して削減することができる。多数サイト審査の要求事項は、JAB MS301 に更に詳細な記述がある。

附属書 A - 品質マネジメントシステム

表 QMS 1 - 品質マネジメントシステム

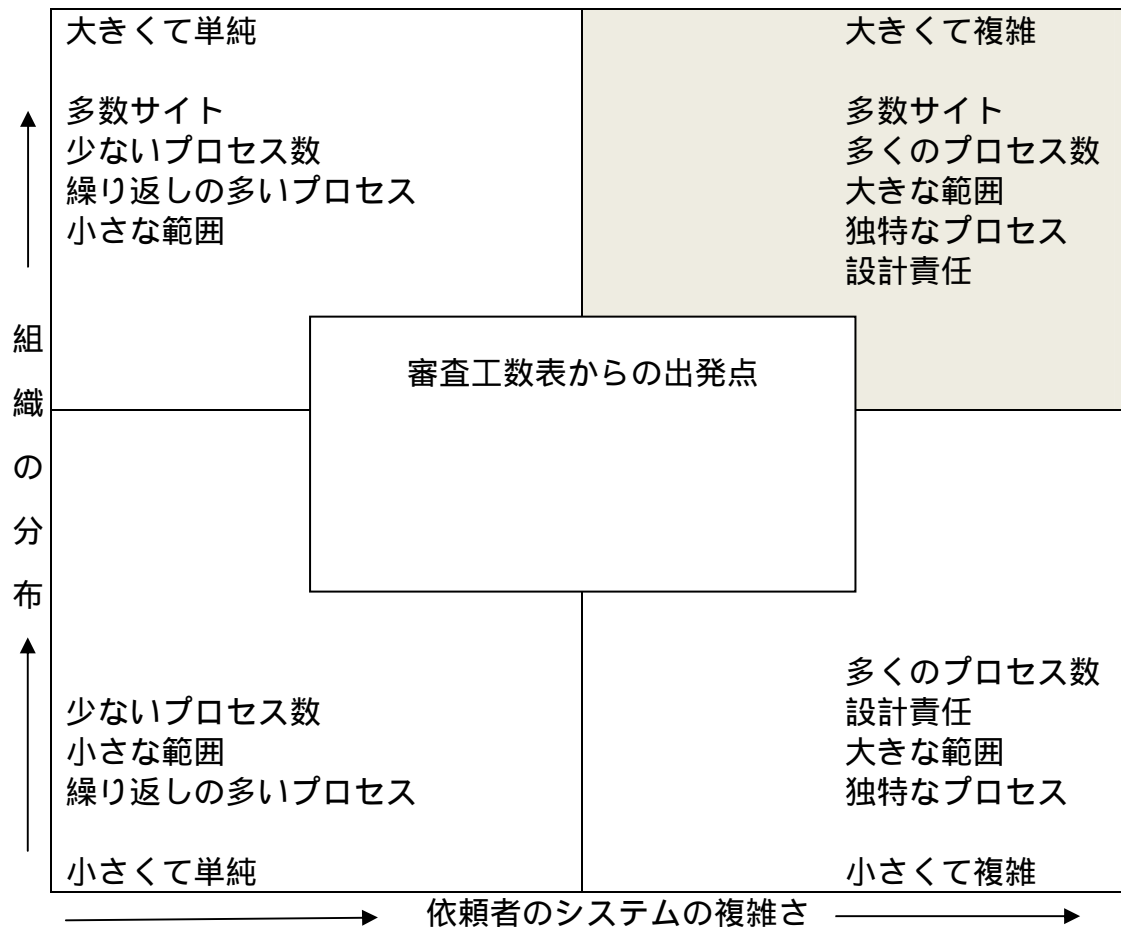
有効要員数と審査工数との関係（初回審査のみ）

有効要員数	審査工数 第一段階 + 第二段階 (日数)	有効要員数	審査工数 第一段階 + 第二段階 (日数)
1-5	1.5	626-875	12
6-10	2	876-1175	13
11-15	2.5	1176-1550	14
16-25	3	1551-2025	15
26-45	4	2026-2675	16
46-65	5	2676-3450	17
66-85	6	3451-4350	18
86-125	7	4351-5450	19
126-175	8	5451-6800	20
176-275	9	6801-8500	21
276-425	10	8501-10700	22
426-625	11	>10700	上記増加率に従う

注記 1：表 QMS 1 の従業員数の変化は、段階的ではなく連続したものとして見るのが望ましい。

注記 2：CAB の手順は、10,700 を超える従業員数に対する審査工数を規定してもよい。そのような審査工数は、整合性をもった方法で表 QMS 1 の増加率に従うことが望ましい。

図 QMS 1 - 複雑さと審査工数の関係



附属書 B - 環境マネジメントシステム

表 EMS 1 - 有効要員数、複雑さ、及び審査工数との関係（初回審査のみ）

有効要員数	審査工数 第一段階 + 第二段階 (日数)				有効要員数	審査工数 第一段階 + 第二段階 (日数)			
	高	中	低	限		高	中	低	限
1-5	3	2.5	2.5	2.5	626-875	17	13	10	6.5
6-10	3.5	3	3	3	876-1175	19	15	11	7
11-15	4.5	3.5	3	3	1176-1550	20	16	12	7.5
16-25	5.5	4.5	3.5	3	1551-2025	21	17	12	8
26-45	7	5.5	4	3	2026-2675	23	18	13	8.5
46-65	8	6	4.5	3.5	2676-3450	25	19	14	9
66-85	9	7	5	3.5	3451-4350	27	20	15	10
86-125	11	8	5.5	4	4351-5450	28	21	16	11
126-175	12	9	6	4.5	5451-6800	30	23	17	12
176-275	13	10	7	5	6801-8500	32	25	19	13
276-425	15	11	8	5.5	8501-10700	34	27	20	14
426-625	16	12	9	6	>10700	上記増加率に従う			

注記 1：審査工数は、審査の複雑さが高い、中、低い、限定で示されている。

注記 2：表 EMS 1 の従業員数の変化は、段階的ではなく連続したものとして見る事が望ましい。

注記 3：CAB の手順は、10,700 を超える要員数に対する審査工数を規定してもよい。そのような審査工数は、整合性をもった方法で表 EMS 1 の増加率に従うことが望ましい。

表EMS 2 - 事業セクターと環境側面の複雑さのカテゴリーとの関連の例

複雑さのカテゴリー	事業セクター
高	鉱業、採石業 石油及びガス採掘業 織物及び衣類のなめし業 紙再生工程を含む紙製造のうちパルプ製造の部分 石油精製業 化学薬品及び医薬品 一次産品生産 - 金属 非金属加工及びセラミックス及びセメントを含む製品 石炭利用の発電 土木建設及び取り壊し 有害廃棄物及び非有害廃棄物の処理、例えば焼却など 排水及び下水処理
中	漁業、農業、林業 なめしを除く、織物及び衣類 板の製造、木材の処理 / 注入、及び木製品 パルプ製造を除く、紙製造及び印刷業。 非金属加工及び硝子、粘土、石灰などを含む製品 一次産品生産を除く、金属合成加工製品の表面及びその他化学的処理 機械工学一般に関する表面及びその他化学的処理 電子産業用ベアプリント回路基板生産 輸送機器製造 - 道路、鉄道、航空、船 非石炭による発電及び送電 ガス生産、貯蔵、及び配給（採掘は「高い」として評価されていることに注意） 河川の管理を含む、水の汲み上げ、浄化、及び配給（商業的な排水処理は、「高い」として評価されていることに注意） 化石燃料の卸売り、及び小売業 食品及びたばこ - 加工 輸送及び流通 - 海上、航空路、陸路 通常一般ビジネスサービスの一部である、不動産代理業、不動産管理、産業清掃、衛生清掃、ドライクリーニング リサイクルリング、コンポスト化、埋め立て（非有害廃棄物） 技術試験及び試験所

複雑さのカテゴリ	事業セクター
	ヘルスケア / 病院 / 獣医 ホテル / レストランを除く、レジャーサービス及び個人サービス。
低	ホテル / レストラン 板製造、木材の処理及び注入を除く、木及び木材製品。 印刷、パルプ製造、紙製造を除く、紙製品 化学製品の一部であるゴム及びプラスチック原料の製造を除く、ゴム及びプラスチック鋳込み及び成型 表面処理及びその他化学的処理及び一次産品生産を除く、熱成型及び冷間成型及び金属合成加工 表面処理、及びその他化学的処理を除く、一般的機械工学的組み立て 卸売業及び小売業 ヘアプリント回線基板製造を除く、電気及び電子機器組み立て業
限定	企業活動及び管理、本部及び持株会社の管理 輸送及び流通 - 管理する輸送機はもたない管理サービス 通信 不動産代理業、不動産管理、産業清掃、衛生清掃、ドライクリーニングを除く、一般ビジネスサービス 教育サービス
特別の場合	核 原子力発電 有害物質の大量貯蔵 行政 地方自治体 環境に敏感な製品及びサービスをもつ組織 金融機関

環境側面の複雑さのカテゴリー

この文書で特定された規定は、審査工数に根本的に影響を及ぼす組織の環境側面の性質及び重要度に関する5つの主要な複雑さのカテゴリーに基づいている。これらのカテゴリーは次のとおり：

高 – 著しい性質及び重要度の環境側面をもっている（通常、幾つかの環境側面において著しい影響がある製造又は加工業務を行う組織）；

中 – 中程度の性質及び重要度の環境側面をもっている（通常、何らかの環境側面において著しい影響がある製造業務を行う組織）；

低 – 低い程度の性質及び重要度の環境側面をもっている（通常、著しい側面がほとんどない組み立て業務を行う組織）；

限定 – 限られた程度の性質及び重要度の環境側面をもっている（通常、事務所機能のみの組織）；

特別 – 審査計画作成段階において追加及び独自の考察を必要とするもの。

表 EMS 1 は、上記の上から高、中、低、限定の 4 つの複雑さのカテゴリーを扱っている。

表 EMS 2 は、5 つの複雑さのカテゴリーとそのカテゴリーに通常入るであろう産業分野との関係を示している。

CAB は、特定セクターのすべての組織が常に同じ複雑さのカテゴリーにあたるとは限らないことを認識することが望ましい。CAB は、複雑さのカテゴリーを決定するときに、組織の特定の活動が考慮されることを確実にするために、その契約内容見直しの手順において、柔軟性を許容していることが望ましい。例えば：化学セクターにある多くの業務が「高い複雑さ」として分類されるはずであるが、化学的反応及び排出のない混合業務及び／又は取引業務だけを行っている組織は、「中程度」又は場合によっては「低い複雑さ」として分類され得る。CAB は、ある特定の分野に属する組織の複雑さカテゴリーを下げた場合は、すべてのケースを文書化しておかなければならない。

表 EMS 1 では、「特別な複雑さ」のカテゴリーを含んでいない。これらの場合においては、審査工数は、個別に開発し、正当化されなければならない。

QMS及びEMS審査の工数のためのIAF基準文書の終わり

詳細情報

この文書又は他の IAF 文書について追加の情報を必要とする場合、IAF メンバー又は事務局に連絡して下さい。

IAF メンバーの連絡先詳細については、IAF ウェブサイト参照。 - <<http://www.iaf.nu>>

事務局 -

John Owen,

IAF Corporate Secretary,

Telephone +612 9481 7343

email <secretary1@iaf.nu>

財団法人日本適合性認定協会

〒141-0022 東京都品川区東五反田 1 丁目 22-1
五反田 AN ビル 3F
Tel. 03-3442-1214 Fax. 03-5475-2780

本協会に無断で記載内容を引用、転載及び複製することを固くお断りいたします